⑵　地方公共団体に対する情報の提供等（新第十八条の二関係）

国は、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画の作成及び実施の推進に資するため、食育の推進に関する取組の状況についての調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする旨の規定を設ける。

4　基本的施策に関する規定の改正

⑴　生産者と消費者との交流の促進の強化（第十九条及び第二十三条関係）

イ　国及び地方公共団体が家庭における食育の推進を支援するために講ずるべき必要な施策の例示として、農林漁業に関する体験の場の提供を追加する。

ロ　国及び地方公共団体が生産者と消費者との信頼関係を構築するために必要な施策を講ずるに当たっての考慮事項として、食料・農業・農村基本法第十四条に定める消費者の役割を追加する。

⑵　学校等における食育の強化（第二十条第一項及び新第二項関係）

イ　国及び地方公共団体が講ずるべき指導体制の整備として設置すべき教職員の例に学校における食育の中核的な役割を果たす栄養教諭を追加するとともに、子どもの食に関する理解の促進のため必要な施策の例として教育の一環として行われる農林漁業に関する体験活動その他の農林漁業教育（食を支える農林漁業及びその関連産業についての理解と関心を深めるための教育をいう。）を追加する。

ロ　国及び地方公共団体は、イの農林漁業教育等を通じた子どもの食に関する理解の促進等の施策を講ずるに当たっては、農林漁業者その他の教職員以外の人材の活用等を図るものとする旨の規定を設ける。

⑶　大人の食育運動の促進（新第二十条の二及び新第二十一条の二関係）

イ　国及び地方公共団体は、成年に達した者の健全な食生活の実現に資するよう、大学等の学生に対する食生活の改善のための啓発活動その他の活動に対する支援、事業者がその雇用する者の健康に配慮して行う食育の推進に関する活動に対する支援、食育の推進に関する活動を行う事業者等の連携及び協働を促進するための体制の整備等必要な施策を講ずるものとする旨の規定を設ける。

ロ　国及び地方公共団体は、広く国民が、年齢等にかかわらず、健全な食生活を実践する意欲を高めることができるよう、国民が自らの栄養、食習慣等に関する食生活の状況を把握し及び改善するための取組への支援その他の食生活の改善のための取組への支援等必要な施策を講ずるものとする旨の規定を設ける。

⑷　関連分野との協働による食育推進運動の展開（第二十二条第一項及び第二項関係）

イ　国及び地方公共団体は、民間の団体等が行う食育推進活動が、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野の事業者又はその組織する団体その他の関係者とも協働しながら全国において展開されるようにするものとする旨を追加する。

ロ　国及び地方公共団体が、連携協力を図るための施策を講ずる相手方として、ボランティアのほか、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わる者を追加する。

⑸　食育推進体制の充実（新第二十五条の二関係）

国及び地方公共団体は、食育の推進に必要な体制の充実が図られるよう、食育の推進に関する活動を行う人材の育成及び確保、食育の推進に関する活動を行う者に対する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする旨の規定を設ける。

5　施行期日（附則関係）

この法律は、公布の日から施行する。

◇法務省組織令の一部を改正する政令（政令第百七十八号）（法務省）

1　法務省組織令の一部改正

出入国在留管理庁総務課の所掌事務を変更する。（本則関係）

2　施行期日

この政令は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行の日（令和八年六月十四日）から施行する。（附則関係）

◇非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第百七十九号）（総務省）

1　非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分を三十三万円に引き上げること。（本則関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、公布の日から施行すること。（附則第一項関係）

⑵　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。（附則第二項関係）

◇特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百八十号）（財務省）

1　エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定における先端半導体・人工知能関連技術対策として、人工知能関連技術を活用して一定の機能を実現するために必要な基礎的なプログラム等の開発に要する費用に充てるため国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対して行う交付金の交付を追加する。（第五十一条の二第二項第二号関係）

2　その他所要の改正を行う。（第五十条第七項関係）

3　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第百八十一号）（厚生労働省）

第1　職業安定法施行令の一部改正

職業安定法第五条の六第一項第三号の規定に基づき、公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者が、法律の違反に関し、公表等の措置が講じられた者からの求人の申込みを受理しないことができる法律の規定の範囲を定めた職業安定法施行令第一条第四号及び第五号に、次に掲げるものを追加する。（第一条第四号、第五号関係）

1　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第二条の規定により、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下「労働施策総合推進法」という。）に新設された、カスタマーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務及び労働者がカスタマーハラスメントに関する相談を行ったこと又は事業主による相談への対応に協力した際に事実を述べたこと等を理由とした当該労働者に対する不利益取扱いの禁止の規定

2　改正法第三条の規定により、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に新設された、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントに係る求職者等からの事業主に対する相談に関して、労働者が事業主による措置に協力した際に事実を述べたこと等を理由とした当該労働者に対する不利益取扱いの禁止の規定

第2　行政手続法施行令の一部改正

行政手続法第三十九条第四項第四号の意見公募手続を実施することを要しない命令等として、次に掲げるものを追加する。（第四条第一項第六号、第九号関係）

1　職場におけるカスタマーハラスメントに関する雇用管理上の措置等に関する指針

2　求職者等に対するセクシュアルハラスメントに関する雇用管理上の措置等に関する指針

第3　船員職業安定法施行令の一部改正

船員職業安定法施行令第一条第五号及び第六号について、第1に準じた改正を行う。（第一条第五号、第六号関係）

第4　労働政策審議会令の一部改正

労働政策審議会令において定める雇用環境・均等分科会の所掌事務に、労働施策総合推進法第三十三条第五項において準用する労働施策総合推進法第三十一条第四項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することを追加する。（第六条第一項関係）

第5　その他関係政令の一部改正

その他改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

第6　施行期日

この政令は、改正法の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。（附則関係）